

京都大学法学部規程

平成16年2月19日制定
平成28年2月18日最終改正

第1 入学

- 第1条 入学者の選抜方法は、法学部教授会（以下、「教授会」という。）で定める。
- 2 京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）第4条第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。
 - 3 入学者の決定は、教授会で行う。

第2 科目

- 第2条 科目を分けて教養科目及び専門科目とする。
- 第3条 教養科目は、全学共通科目及び本学部が教養科目として指定し提供する科目とする。
- 2 全学共通科目の各年度の開講科目、単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。
 - 3 本学部が教養科目として指定し提供する科目の各年度の開講科目、単位数、配当及び授業時間数は、別に教授会で定める。
- 第4条 専門科目、その単位数、配当及び授業時間数は、別に教授会で定める。
- 第5条 通則第19条の規定により他学部の科目を履修しようとする者は、学年又は学期の初めに学部長に願い出て、当該学部の学部長の許可を受けるものとする。
- 第6条 通則第20条第1項の規定により他の大学又は短期大学の科目を履修しようとする者には、教育上特に有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。
- 第7条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上特に有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。
- 第8条 通則第20条第3項の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、教育上特に有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3 修学及び在学

- 第9条 修学期間は4年とし、8年を超えて在学することはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者については、その修学期間は2年とし、6年を超えて在学することはできない。
 - 3 前2項の期間は、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、延長することができる。

第4 転学

- 第10条 他学部若しくは他大学の学生であって本学部へ転学を志望する者又は本学部の学生であって他学部若しくは他大学へ転学を志望する者は、教授会の議を経て、許可することがある。

第5 試験

- 第11条 試験の方法及び期日は、別に定めるところによる。

第6 学士の学位授与

- 第12条 本学部の定めるところにより、144単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。
- 2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することがある。
 - 一 第5条から第7条までの規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は

短期大学において履修し修得した単位数

二 第8条の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位数

三 通則第21条第1項の規定により短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数

四 通則第22条第1項の規定により本学に入学する前に大学又は短期大学において履修し修得した単位数（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）

五 通則第22条第2項の規定により本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数

3 第10条の規定により他学部又は他大学から本学部へ転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第1項の単位数に通算することがある。

4 第2項第4号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第1項の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を第9条第1項の修学期間に通算することがある。

5 第1項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者の学士試験合格に必要な科目及び単位数は、教授会で定める。

第7 外国学生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

第13条 外国人で入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、外国学生として入学を許可することがある。

第14条 通則第61条第1項の規定により科目等履修生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第15条 特定の科目について聴講を出願する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の聴講期間は、学年による1年間限りとする。

3 聴講生は、願出により聴講した科目について受験することができる。

4 前3項のほか、聴講生の取扱いその他については、別に定める。

第16条 通則第63条第1項の規定により特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

附 則（平成28年2月18日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第12条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

法学部履修規程

平成20年11月13日制定
平成28年2月18日最終改正

法学部は、法学・政治学の基礎的・原理的知識を提供するとともに、国際感覚を養い、現代社会にふさわしい総合的な知見を修得させることを、その教育の目標とする。

第1 学士試験

第1条 学士試験に合格するためには、次の各号に定める科目につき、それぞれ所定の単位数（合計144単位）以上の単位を修得しなければならない。

- 一 教養科目 64単位
- 二 専門科目 80単位

2 前項第1号に定める教養科目の単位の修得は、次の各号に定めるところによる。

- 一 全学共通科目の人文・社会科学科目群及び第6条第2項に定める法学部基礎演習から、第6条第1項に定める外国文献講読（法・英）ⅠⅡ各2単位を含む、24単位以上を修得しなければならない。ただし、外国文献講読（法・英）については、ⅠⅡ各2単位、法学部基礎演習については、2単位に限り、卒業に必要な教養科目の単位に算入する。
- 二 全学共通科目の自然科学科目群及び統合科学科目群から6単位以上を修得しなければならない。
- 三 全学共通科目の外国語科目群から、英語8単位（英語リーディング4単位及び英語ライティング・リスニングAB各2単位）及び教授会が定めるその他の外国語のうちから1ヵ国語16単位以上を修得しなければならない。
- 四 全学共通科目の情報学科目群及び健康・スポーツ科目群については、それぞれ6単位に限り、卒業に必要な教養科目の単位に算入する。ただし、健康・スポーツ科目群のスポーツ実習については、2単位を限度とする。
- 五 全学共通科目の少人数教育科目群については、2単位に限り、卒業に必要な教養科目の単位に算入する。
- 六 全学共通科目のキャリア形成科目群については、E科目（全学共通科目における英語関連科目をいう。以下同じ。）に限り、4単位を限度として、卒業に必要な教養科目の単位に算入する。
- 七 第1号、第2号及び第4号から第6号までの規定にしたがって修得した単位のうちに、外国文献講読（法・英）ⅠⅡ各2単位を除くほか、E科目4単位を含まなければならない。

3 第1項第2号に定める専門科目80単位には、第2条に掲げる基礎法学及び政治学の領域に属する科目から6単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目から6単位のほか、演習2単位を含まなければならない。ただし、演習2単位は、やむを得ない事情があるとき、他の専門科目4単位をもって代えることができる。この場合においては、第1項中「専門科目80単位」とあるのは「専門科目82単位」と、「合計144単位」とあるのは「合計146単位」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第3年次に編入学した者については、専門科目80単位を修得した者を学士試験に合格した者とする。専門科目80単位には、第2条に掲げる基礎法学及び政治学の領域に属する科目から6単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目から6単位のほか、演習2単位を含まなければならない。ただし、演習2単位は、やむを得ない事情があるとき、他の専門科目4単位をもって代えることができる。この場合においては、専門科目82単位を修得した者を学士試験に合格した者とする。

第2 授業科目

第2条 次に掲げる専門科目は、基礎法学、公法、民刑事法及び政治学の4領域に分けて毎年開講する。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、特定の科目を開講しないことがある。

(基礎法学)

法理学 法社会学 日本法制史 西洋法制史 ローマ法 東洋法史 英米法概論
ドイツ法 フランス法

(公 法)

憲法第一部(総論・統治機構) 憲法第二部(基本権) 行政法第一部(総論)
行政法第二部(救済法) 税法 国際法第一部(総論・領域)
国際法第二部(対人管轄・紛争) 国際機構法

(民刑事法)

民法第一部(総則・親族) 民法第二部(物権) 民法第三部(債権総論・相続)
民法第四部(債権各論) 商法第一部(総則・手形) 商法第二部(会社)
経済法 知的財産法 民事訴訟法 国際私法 国際取引法 労働法 社会保障法
刑法第一部(総論) 刑法第二部(各論) 刑事訴訟法 刑事学

(政治学)

政治原論 政治過程論 比較政治学 アメリカ政治 国際政治学 国際政治経済分析
政治史 日本政治外交史 政治思想史 行政学 公共政策

第3条 次に掲げる専門科目は、毎年開講する。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、特定の科目を開講しないことがある。

法学入門 政治学入門 家族と法 外国文献研究 演習

2 外国文献研究については、6単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。

3 演習については、6単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。ただし、同一科目の演習は4単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。

第4条 前2条に掲げるもののほか、次に掲げる専門科目を毎年開講する。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、特定の科目を開講しないことがある。

ミクロ経済学 社会経済学 進化経済学 経済政策論 財政学 租税論 経済史 労働経済論

2 前項に掲げるもののほか、経済学部における次の科目を履修することができる。

世界経済論 金融論 金融政策 基礎統計学 経済統計学 経営学原理 会計学 経済学史
日本経済史 欧米経済史 社会政策論 公共経済学 公共政策論

3 前項に掲げる科目については、4単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。

第5条 前3条に掲げる専門科目のほか、第2条に掲げる領域について、毎年教授会の議を経て、特別科目を開講することがある。

2 特別科目のうち、教授会において実務関連特別科目として指定した科目については、10単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。

第6条 全学共通科目の人文・社会科学科目群のE科目として、外国文献講読(法・英)ⅠⅡを毎年開講する。

2 京都大学法学部規程第3条第1項に定める法学部が教養科目として指定し提供する科目として、法学部基礎演習を毎年開講する。

第3 履修方法

第7条 専門科目を履修するには、学年又は学期の初めに履修登録をしなければならない。

2 専門科目(演習を除く。)について履修登録をすることができる単位数の上限は、2年次生及び3年次生については、各学年につき36単位、かつ、各学期につき20単位とし、4年次生については、学年につき40単位とする。

3 2年次生が次の各号に掲げる科目(2・3回生配当科目及び2・3・4回生配当科目に限る。)を履修科目として登録する場合には、1年間に登録することができる単位数の上限は、当該各号に掲げる科目の区分に応じ、当該各号に定める通りとする。

一 第2条の基礎法学領域に掲げる科目 8単位まで

- 二 第2条の政治学領域に掲げる科目 8単位まで
 - 三 第4条第1項に掲げる科目 8単位まで（ただし、ミクロ経済学及び社会経済学以外の科目は合計して4単位まで）
 - 4 京都大学法学部規程第10条により本学部に転学部した者については、1回生配当科目の単位は、第2項に定める単位数に算入しない。
 - 5 第3年次に入学した者及び京都大学法学部規程第10条により第3年次に転学した者については、第2項の規定は適用しない。
- 第7条の2 別に定める時期に履修登録の取消しを求める届け出があったときは、専門科目（2段階評価により成績評価を行う科目を除く。次項において同じ。）の履修登録を取り消す。
- 2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、特例により、専門科目の履修登録を取り消す。
 - 一 疾病その他のやむを得ない事情により、前項に定める届け出ができなかったとき（試験又は追試験を受けた場合を除く。次号及び第4号において同じ。）
 - 二 前項に定める届け出の期間が経過した後に、疾病その他のやむを得ない事情により、長期間にわたり授業に出席することができなかったとき
 - 三 疾病その他のやむを得ない事情により、試験及び追試験を受けることができなかったとき
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、履修登録を取り消すべき特別な事由があるとき
 - 3 前項に定める特例による履修登録の取消しを求める者は、別に定める時期に届け出をしなければならない。
 - 4 第1項又は第2項の規定により履修登録が取り消された場合であっても、当該科目の単位数は、第7条第2項及び第3項に定める履修登録をすることができる単位数の上限の計算に算入する。
- 第8条 教養科目を履修するには、学年又は学期の初めに履修登録をしなければならない。
- 2 教養科目のうち全学共通科目について履修登録をすることができる単位数の上限は、各学期につき34単位とする。
- 第8条の2 別に定める時期に履修登録の取消しを求める届け出があったときは、全学共通科目（国際高等教育院において履修登録の取消しを認めない科目として指定するものを除く。）の履修登録を取り消す。
- 2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、特例により、全学共通科目（第1号に掲げる場合には、国際高等教育院において履修登録の取消しを認めない科目として指定するものを除く。）の履修登録を取り消す。
 - 一 疾病その他のやむを得ない事情により、前項に定める届け出ができなかったとき（試験又は追試験を受けた場合を除く。次号において同じ。）
 - 二 前項に定める届け出の期間が経過した後に、疾病その他のやむを得ない事情により、長期間にわたり授業に出席することができなかったとき
 - 三 疾病その他のやむを得ない事情により、試験又は追試験があるときは試験及び追試験を受けることができなかったため、不合格となったとき
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、履修登録を取り消すべき特別な事由があるとき
 - 3 第7条の2第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による全学共通科目の履修登録の取消しについて準用する。この場合において、同条第4項中「第7条第2項及び第3項」とあるのは「第8条第2項」と読み替えるものとする。
- 第9条 同一科目の演習を4単位履修する場合、同一教員の担当する演習を再度履修することを妨げない。
- 2 一の学期に2単位を超えて演習を履修することはできない。

第4 試験及び成績評価

第10条 専門科目の試験は、毎学年その講義の終了した学期末に行う。ただし、特別な事情があるとき

は、教授会の議を経て、特定の科目についてその時期を変更することがある。

第11条 専門科目の試験は、履修登録をした科目について行う。ただし、第7条の2の規定により履修登録が取り消された科目については、成績評価を行わない。

2 本学学生健康診断規程に定める健康診断を受けなかった者は、当該年度の試験を受けることができない。

3 履修登録をした者であって、疾病その他のやむを得ない事情により試験を受けることができなかったものに対して、別に定めるところにより、追試験を行う。

第12条 専門科目の試験は、その学年で授業を担当した教員が行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、変更することがある。

第13条 専門科目の試験は、別表1に定めるところに基づき、学部素点により採点し、6段階評価により成績評価を行う。

2 前項の規定にかかわらず、法学入門、政治学入門及び演習は、別表第1に定めるところに基づき、2段階評価により成績評価を行う。

第14条 法学部基礎演習は、別表第1に定めるところに基づき、2段階評価により成績評価を行う。

第15条 6段階評価により成績評価を受けた全学共通科目及び専門科目（その単位が卒業に必要な単位に算入されないものを除く。）について、別表1に定めるところにより評語を評点（以下「GP」という。）に換算し、別表2に定める計算の方法により、各学期の評点平均（以下「学期GPA」という。）及びすべての学期を通算した評点平均（以下「累積GPA」という。）を算出する。

2 第16条の規定により専門科目を再履修したとき、又は第17条の規定により全学共通科目を再履修したときは、直近において履修した際のGPにより学期GPA及び累積GPAを算出する。

第16条 第9条第1項に定める場合のほか、専門科目についてFの成績評価を受けたときは、次年度以降において、その単位が卒業に必要な単位に算入される科目として再履修することができる。ただし、当該科目の配当学年と異なる学年において再履修する場合には、当該科目の単位を卒業に必要な単位に算入しない。

第17条 全学共通科目についてFの成績評価を受けたときは、国際高等教育院長の定めるところにより、その単位が卒業に必要な単位に算入される科目として再履修することができる。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第1条第1項から第3項まで及び第8条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

3 改正後の第1条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に第3年次に編入学した者から適用し、同日前に編入学した者については、なお従前の例による。

4 改正後の第5条第2項の規定は、平成26年4月1日以降に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、第3年次編入学者については、平成28年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

5 改正後の第7条第2項の規定は、平成27年4月1日以降に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

6 改正後の第13条及び第14条の規定は、平成27年4月1日以後に入学した者に対して、平成27年4月1日から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、第3年次編入学者については、改正後の第13条の規定を、平成29年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

7 改正後の第15条から第17条までの規定は、平成28年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、第3年次編入学者については、平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

別表 1 (第 13 条、第 14 条及び第 15 条関係)

専門科目及び法学部が提供する教養科目

(1) 6 段階評価

評語	学部素点	評点	意味
A+	80~100	4.3	極めて優れている。/Outstanding
A	75~79	4	特に優れている。/ Excellent
B	70~74	3	優れている。/ Good
C	65~69	2	合格基準に達しており、学修の効果が認められる。/ Fair
D	60~64	1	合格基準に達しているが、更なる努力が求められる。/ Pass
F	0~59	0	不合格。/ Fail

(2) 2 段階評価

評語	意味
P	合格基準に達している。/ Pass
F	不合格。/ Fail

全学共通科目

(1) 6 段階評価

評語	素点	評点	意味
A+	96~100	4.3	極めて優れている。/Outstanding
A	85~95	4	特に優れている。/ Excellent
B	75~84	3	優れている。/ Good
C	65~74	2	合格基準に達しており、学修の効果が認められる。/ Fair
D	60~64	1	合格基準に達しているが、更なる努力が求められる。/ Pass
F	0~59	0	不合格。/ Fail

(2) 2 段階評価

評語	意味
P	合格基準に達している。/ Pass
F	不合格。/ Fail

別表 2 (第 15 条関係)

評点平均の算出の方法	
当該学期に履修登録をした科目 (評点平均の対象となる科目に限る。以下同じ。) について、	$\text{学期GPA} = \frac{\text{各科目のGPにその科目の単位数を乗じて得た値の総和}}{\text{履修登録をした科目の総単位数}}$
在学期間中に履修登録をしたすべての科目 (評点平均の対象となる科目に限る。以下同じ。) について、	$\text{累積GPA} = \frac{\text{各科目のGPにその科目の単位数を乗じて得た値の総和}}{\text{履修登録をした科目の総単位数}}$

端数については、小数点第 3 位の値を四捨五入する。

平成28年度履修上の注意

前頁までに掲載された京都大学法学部規程等に基づき、本年度における授業科目について、特に注意すべき点を以下に掲げる。

I 教養科目（全学共通科目及び法学部基礎演習）

教養科目については、下記による。

1. 履修する科目

教養科目は全学共通科目及び法学部が提供する法学部基礎演習を指す。

法学部基礎演習は、法学・政治学を学ぶための基礎に当たる事柄について手ほどきを行うことを目的とし、法学部が法学部1回生のみを対象として開講する教養科目である（後期に開講、2単位）。

※ 平成28年度より、全学共通科目の群が再編されたが、平成25～27年度入学者については、下記の表のとおり取り扱われる。

平成24年度以前入学者については、旧群として科目ごとにA群～E X群の指定がされており、それによって単位が認定される。

群	分野		H25～H27入学者に対する読替
人文・社会科学科目	下記以外	→	人文・社会科学系科目群
	外国文献研究	→	外国語科目群
自然科学科目	すべての分野	→	自然・応用科学系科目群
外国語科目		→	外国語科目群
情報学科目		→	現代社会適応科目群
健康・スポーツ科目	健康・スポーツ科学	→	現代社会適応科目群
	スポーツ実習	→	拡大科目群
キャリア形成科目	すべての分野	→	拡大科目群
統合科学科目	統合科学	→	読替なし
	環境	→	現代社会適応科目群
	森里海連環学		
	外国文献研究	→	外国語科目群
その他統合科学	→	現代社会適応科目群	
少人数教育科目		→	読替なし

2. 卒業に必要な教養科目の単位

(1) 平成28年度入学者の卒業に必要な教養科目の単位は、次のとおりである。

人文・社会科学科目群（外国文献講読（法・英）Ⅰ・Ⅱ各2単位を含む）

及び法学部基礎演習 24単位以上

自然科学科目群及び統合科学科目群 6単位以上

外国語科目群 24単位以上

英語8単位（英語リーディング4単位及び英語ライティング・リスニングA・B各2単位）及びその他の外国語（ドイツ語、フランス語(※)、中国語、ロシア語、スペイン語、イタリア語、朝鮮語、アラビア語のうちいずれか1か国語）16単位以上

※フランス語Ⅰ（8Hコースは）、16単位のうち12単位のみ卒業に必要な単位として認める。

情報学科目群	6 単位まで
健康・スポーツ科目群	6 単位まで (スポーツ実習は 2 単位まで)
少人数教育科目群	2 単位まで
キャリア形成科目群 (E 科目に限る)	4 単位まで
	合計 64 単位以上

【留意点】

1. 卒業に必要な教養科目の単位の合計64単位以上のうち、8 単位以上はE 科目に指定されている科目であること。(外国文献講読(法・英) I・II 各 2 単位 計 4 単位を含む)
 なお、外国文献講読(法・英) I・II 以外の E 科目については、科目群及び種別 (E 1、E 2、E 3) は問わない。
2. 外国文献講読(法・英) I・II (平成29年度より開講) は 2 回生以上に配当される科目である。
3. 単位互換等科目の履修は、一切認めない。

科目群	卒業に必要な教養科目の単位	
人文・社会科学科目及び法学部基礎演習	24単位	合計64単位以上 【E 科目 8 単位以上(外国文献講読(法・英) I・II 各 2 単位 計 4 単位を含む。)を含む。】
自然科学科目及び統合科学科目	6単位	
外国語科目	24単位	
人文・社会科学科目及び法学部基礎演習	左記の科目群より 10単位以上	
自然科学科目及び統合科学科目		
外国語科目		
情報学科目 (6 単位まで)		
健康・スポーツ科目 (6 単位まで【スポーツ実習は 2 単位まで】)		
少人数教育科目 (2 単位まで)		
キャリア形成科目 (E 科目のみ 4 単位まで)		

(2) 平成25年度～平成 27年度の入学者の卒業に必要な教養科目の単位は、次のとおりである。

人文・社会科学系科目群及び法学部基礎演習から	20単位以上
自然・応用科学系科目群から	6 単位以上
外国語科目群から 英語	8 単位以上

〔8 単位のうち 2 単位については、「法学政治」学英語 I・II〕【各 1 単位】を修得すること。

ドイツ語・フランス語(注※)・中国語・ロシア語・スペイン語・イタリア語・朝鮮語・アラビア語のうちいずれか 1 か国語

8 単位以上

〔注※ フランス語 I (8 H コース) は、8 単位のうち 6 単位のみ卒業に必要な単位として認める。〕

計16単位以上

現代社会適応科目群から

6 単位

〔人文・社会科学系科目群の科目、自然・応用科学系科目群の科目又は拡大科目群の科目(単位互換等科目を除く。)の単位をもって代えることができる。ただし、拡大科目群の科目による代替は 4 単位を上限とし、そのうちスポーツ実習科目による代替は 2 単位を上限とする。〕

合計48単位以上

なお、単位互換等科目の履修は、一切認めない。

- (3) 平成20年度～24年度入学者の卒業に必要な教養科目の単位は、次のとおりである。
- | | |
|--------------|--------|
| 人文・社会科学系科目から | 20単位以上 |
| 自然科学系科目から | 8 単位以上 |
| 外国語科目群から 英語 | 8 単位以上 |

〔8 単位のうち 2 単位については、「法学政治学英語 I・II」【各 1 単位】を修得すること。〕
 (平成25年度より「法学政治学英語 A・B」を科目名変更) 〕

ドイツ語・フランス語(注※)・中国語・ロシア語・
 スペイン語・イタリア語・朝鮮語・アラビア語
 のうちいずれか 1 か国語 8 単位以上

〔注※ フランス語 I (8 H コース) は、8 単位のうち
 6 単位のみ卒業に必要な単位として認める。〕

計 16 単位以上

保健体育科目から 講義	2 単位
実技	2 単位

〔ただし、人文・社会科学系科目群又は自然科学系科目の
 単位で代替しうる。〕 計 4 単位

合計 48 単位以上

なお、E X 群 (大学コンソーシアム京都単位互換科目) の履修は、一切認めない。

3. 全学共通科目の履修登録単位数上限について

平成28年度の入学者については、履修登録できる全学共通科目の単位数の上限を、1 開講期につき34単位までとする。

平成25年度～平成27年度の入学者については、履修登録できる全学共通科目の単位数の上限を、1 開講期につき30単位までとする。

ただし、集中講義は、履修登録単位数の上限には含まない。なお、通年科目については、総単位数の 2 分の 1 が 1 開講期あたりの単位数としてカウントされる。

II 専門科目

1. 卒業に必要な専門科目単位数

(1) 平成20年度以降入学者 (平成22年度以降第 3 年次編入学者を含む) については、演習 2 単位【3 科目 6 単位まで卒業必要単位に算入】を含む80単位。

(2) 19年度入学者については、演習 2 単位【3 科目 6 単位まで卒業必要単位に算入】を含む84 単位。

2. 履修登録

(1) 専門科目の履修については、演習及び外国文献研究を除いて学期始めにKULASISで、履修登録をすること。ただし、演習及び外国文献研究については、所定の期日までに受講を届け出ることを要する。

(2) 第 3 年次編入学生及び法学部規程第 9 条に定める修学期間を超えた者を除いて、履修登録をすることができる専門科目の単位数が以下のとおり定められている。

1 年次生 制限なし

2 年次生 年間36単位 各学期につき20単位まで

3 年次生 年間36単位 各学期につき20単位まで

4 年次生 年間40単位 各学期の制限なし

※演習は登録可能な単位数には含めない。

ただし、転学部生は、上記の定めにかかわらず、転学部した年度に限り 1 回生配当の科目について、履修登録をすることができる。

3. 学年配当（経済関係科目を除く）

次に説明する諸科目を除いて、専門科目は3回生及び4回生に配当する。

（1）1回生配当科目

法学入門Ⅰ・法学入門Ⅱ・政治学入門Ⅰ・政治学入門Ⅱ・家族と法

1回生配当科目とは、1回生のみが履修することができる基礎的な専門科目であり、半期2単位とする。これらの科目は必修科目ではなく、5科目全てを履修することができる。

なお、転学部生と第3年次編入学生の履修については、後記8、9参照。

（2）2・3回生配当科目

憲法第一部、憲法第二部、民法第一部、刑法第一部、特別講義「現代社会と裁判」、特別講義「現代社会と弁護士」の6科目を、2回生及び3回生のみが履修することのできる科目とする。

4回生以上の者の履修を妨げないが、この場合の取得単位は増加単位として扱われ、卒業に必要な単位としては認められない。

（3）2・3・4回生配当科目

下記科目については、2回生以上の者の履修を認める。ただし、2回生については、政治学関連科目と基礎法関連科目のそれぞれ8単位まで履修を認める。履修登録の際は、この制限に注意すること。

* 政治学関連科目・・・政治原論、政治過程論、比較政治学、アメリカ政治、国際政治学、国際政治経済分析、政治史、日本政治外交史、政治思想史、行政学、公共政策

* 基礎法関連科目・・・法理学、法社会学、日本法制史、西洋法制史、ローマ法、東洋法史

* 公法・民刑事法関連科目・・・国際法第一部、民法第二部、刑法第二部

（4）演習

演習は、3回生及び4回生を対象として開講する。半期2単位とし、6単位まで卒業に必要な単位として認める。ただし、「同一科目の演習」、「同一教員の担当する演習」、「平成23年度以前に修得した演習の単位」は、4単位までを卒業に必要な単位として認める。

なお、同一期に2科目以上履修することはできない。

また、演習を履修しない者は、卒業に必要な2単位に代えて、他の専門科目4単位を修得しなければならない。

平成21年度以前の入学者及び平成23年度以前の編入学者は、4単位を超えて演習を履修しようとする場合には、超えた単位を卒業に必要な単位として算入しないようにすることができるので、希望者は教務掛に申し出ること。

4. 外国文献研究

外国文献研究は、3回生及び4回生を対象として、原書講読の方式により少人数教育を行うことを目的とする科目である。半期2単位とし、平成20年度以降の入学者及び平成23年度以降の編入学者については、6単位までを、平成19年度の入学者については、「外国書講読」とあわせて10単位までを、卒業に必要な単位として認める。

5. 実務関連特別科目

特別講義のうち、実務関連特別科目として指定された科目は、平成26年度以降の入学者及び平成28年度以降の編入学者は10単位まで、平成25年度以前の入学者及び平成27年度以前の編入学者は6単位まで卒業に必要な単位として認める。なお、平成24年度以前に開講された特別講義については、実務関連特別科目としての指定はされていないため、上限6単位の制限に服することはない。

平成28年度に実務関連特別科目として開講される特別講義は、次の科目である。

アセットマネジメントの実務と法、生命保険の実務と法、金融法と銀行実務、
信託法の理論と実務、国際企業取引の実務と法、租税制度と租税実務、現代社会と裁判、
現代社会と弁護士

6. 経済関係科目

経済関係科目の中には毎年開講されない科目があるので、希望科目の履修年度については、とくに留意すること。次表に平成28年度経済関係科目一覧表を掲げるので、熟知されたい。

法学部履修規程第4条第1項に掲げる科目 〔法学部履修規程第1条第1項第5号の〕 〔80単位に算入されるもの〕			法学部履修規程第4条第2項に掲げる科目 〔法学部履修規程第4条第3項により4単位にかぎり〕 〔80単位に算入されるもの〕					
科 目 名	単 位	開講する科目 (○印)	科 目 名	単 位	開講する科目 (○印)	科 目 名	単 位	開講する科目 (○印)
△ミクロ経済学1	2	○	世界経済論	2	○	社会政策論	2	○
△ミクロ経済学2	2	○	金融論	2	○	公共経済学		×
△社会経済学1	2	○	金融政策	2	○	公共政策論		×
△社会経済学2	2	○	基礎統計学	2	○			
進化経済学		×	経済統計学	2	○			
△経済政策論	2	○	経営学原理		×			
△財政学	2	○	会計学1	2	○			
租税論		×	会計学2	2	○			
△経済史1	2	○	経済学史	2	○			
△経済史2	2	○	日本経済史		×			
労働経済論		×	欧米経済史	2	○			

なお、2回生は、前表に掲げる△印の経済関係科目のうち、8単位分以内に限り履修することができる。ただし、「ミクロ経済学1」「ミクロ経済学2」「社会経済学1」及び「社会経済学2」以外の科目については、4単位まで履修することができる。

7. 転学部生の履修

1回生担当科目の履修は、転学部した初年度においてのみ認める。

8. 第3年次編入学生の履修

1回生担当科目及び2・3回生担当科目の履修は、入学した初年度においてのみ認める。

III 学期末試験

学期始めに履修登録した科目のみ受験することができる。授業時間の重なっている科目については、重複受験を認めない。ただし、非常勤講師による集中講義については例外とする。

法学部専門科目の試験について、以下の場合には受験が認められないこととなるので注意すること。

(1) 前期開講科目については、4月から7月までの期間のうち、また、後期開講科目については、10月から翌年1月までの期間のうち、それぞれ休学期間が1月を超えるとき。

(2) 集中講義については、その授業期間中に休学期間があるとき。

IV 成績評価について

【平成26年度以前入学者及び平成28年度以前3年次編入学者】

専門科目の試験の成績は、以下の基準に基づき点数により評価し、60点以上を及第とする。ただし、法学部基礎演習、法学入門Ⅰ・Ⅱ、政治学入門Ⅰ・Ⅱ及び演習については、合否の認定による。

評語	素点	意味
優	80～100点	当該科目の学修目標を十分に達成しており、優れている。
良	70～79点	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示している。
可	60～69点	当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。
不可	0～59点	当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。

【平成27年度以降入学者及び平成29年度以降3年次編入学者】

専門科目の試験は、学部素点により採点し、以下のとおり6段階評価により成績評価を行う。

評語	学部素点	意味
A+	80～100点	極めて優れている。/Outstanding
A	75～79点	特に優れている。/Excellent
B	70～74点	優れている。/Good
C	65～69点	合格基準に達しており、学修の効果が認められる。/Fair
D	60～64点	合格基準に達しているが、更なる努力が求められる。/Pass
F	0～59点	不合格。/Fail

ただし、法学部基礎演習、法学入門Ⅰ・Ⅱ、政治学入門Ⅰ・Ⅱ及び演習は以下のとおり2段階評価により成績評価を行う。

評語	意味
P	合格基準に達している。/Pass
F	不合格。/Fail